

特別管理産業廃棄物収集運搬業許可証

住 所 宮城県栗原市鶯沢南郷北沢向3番地の4

氏 名 菅原産業細倉運輸株式会社
代表取締役 菅原澄

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第14条の4第1項の許可を受けた者であることを証する。

福島県知事 内堀雅雄



許可の年月日
許可の有効年月日

令和3年11月18日
令和8年8月31日

1 事業の範囲

- (1) 事業の区分 収集運搬（積替え及び保管行為を含まない。）
(2) 特別管理産業廃棄物の種類
廃酸（水素イオン濃度指数2.0以下のものであって鉛蓄電池に含まれているものに限る。）
以上1種類

2 積替え又は保管を行うすべての場所の所在地及び面積並びに当該場所ごとの積替え又は保管を行う特別管理産業廃棄物の種類、積替えのための保管上限及び積み上げることができる高さ

3 許可の条件

4 許可の更新又は変更の状況

新規許可年月日	平成13年5月25日	
更新許可年月日	平成18年7月4日	(有効期間 平成18年5月25日～平成23年5月24日)
延長措置年月日	平成23年3月22日	環境省告示第16号により平成23年8月31日まで期間延長
更新許可年月日	平成23年9月1日	
変更届出年月日	平成28年7月29日	(代表者の変更)
更新許可年月日	平成28年10月28日	(有効期間 平成28年9月1日～令和3年8月31日)
変更届出年月日	令和元年10月10日	(代表者の変更)
変更届出年月日	令和2年6月24日	(代表者の変更)
更新許可年月日	令和3年11月18日	(有効期間 令和3年9月1日～令和8年8月31日)

5 積替え許可の有無 有・無

6 規則第10条の12第2項の規定による許可証の提出の有無 有・無